



東京奄美会 平成27年 文化講演会

## 奄美・琉球の世界自然遺産登録を目指して

(講師)

則久 雅司 氏

環境省自然環境局 動物愛護管理室長  
(前 鹿児島県環境林務部 自然保護課長)



(日時) 平成27年7月12日(日) 13:00~

(場所) 四ッ谷 主婦会館 7階 カトリア

# 文化講演会 次第

司 会 文化広報部長 竹内 英健

## 第Ⅰ部 講演会

13:00~14:30

- 開会の辞 東京奄美会会長 森 眞一
- 講 演 環境省動物愛護管理室長 則久 雅司 様
- 閉会の辞 東京奄美会幹事長 花岡 正美

(休 憩)

## 第Ⅱ部 懇親会

14:45~17:00

- 開 宴
- (歓 談)
- 閉 会

**奄美・沖縄世界自然遺産登録を支援しましょう！！**

会場内に募金箱を設置しました。  
(登録支援募金&口永良部噴火被害救援金)

ご協力よろしく申し上げます。

## 則久 雅司（のりひさ まさし）氏 経歴

（現職） 環境省自然環境局 動物愛護管理室長  
（前 鹿児島県環境林務部 自然保護課長）

- ・ 1967年 4月 香川県三豊市生まれ
- ・ 1986年 4月 東京大学入学
- ・ 1992年 3月 東京大学大学院修了（農学系研究科林学専攻）
- ・ **1992年 4月 環境庁入庁（自然保護局国立公園課）**
- ・ 1993年 4月 大山隠岐国立公園においてレンジャー勤務
- ・ 1994年 4月 足摺宇和海国立公園においてレンジャー勤務
- ・ 1996年 4月 自然保護局国立公園課に配属  
自然公園法の運用（許認可）の他、自然公園法改正等を担当
- ・ 2001年 1月 省庁再編により環境省発足。自然環境局自然環境計画課に配属  
インターネット自然研究所の立ち上げ、新・生物多様性国家戦略策定、  
自然再生推進法施行準備等を担当  
野生生物課に併任  
外来生物法の制定・施行準備等を担当  
国立公園課に配属  
「国立・国定公園の指定および管理運営に関する提言」の策定等を担当
- ・ 2008年 7月 釧路自然環境事務所に異動  
知床世界遺産地域の保全管理、釧路湿原自然再生事業、タンチョウ等の  
希少種保護増殖事業等を担当
- ・ 2011年 7月 鹿児島県に自然保護課長として出向。  
奄美群島の世界自然遺産登録に向けた取組、屋久島世界遺産地域の保全  
管理、生物多様性鹿児島県戦略の策定、鳥獣捕獲対策等を担当  
※2013年 4月からは、奄美群島世界自然遺産登録推進事業を立ち上げ、  
世界遺産登録に向けて、県としての体系的な施策展開を図る。  
※2013年11月、鹿児島大学との協働で、鹿児島ゆかりの著名人等の心に  
残る自然の原風景を聞き書きした『鹿児島島の100人100の風景』出版。  
※2014年 4月 『生物多様性鹿児島県戦略』策定。
- ・ 2015年 4月 環境省（自然環境局自然環境計画課）に復帰  
「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト等を担当。  
7月 同省 自然環境局動物愛護管理室長に昇任



## 文化講演会「奄美・琉球の世界自然遺産登録を目指して」

則久雅司 環境省自然環境局動物愛護管理室長  
(前鹿児島県環境林務部自然保護課長)

### 1 世界自然遺産とは

◇世界遺産条約 (顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを人類全体のための世界の遺産として保護、保全し、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とする。)

1972 年条約発効、1992 年日本政府締結 (←日本の世界遺産の歴史は屋久島から始まる)  
世界遺産委員会での審査により登録 (審査に先立ち、諮問機関 (IUCN) が実地審査)

◇世界遺産の登録状況 (平成 27 年 7 月 9 日時点、ユネスコ世界遺産センターHP より)

世界自然遺産 (世界 197 件、うち日本 4 件 (屋久島、白神山地、知床、小笠原諸島))

世界文化遺産 (世界 802 件、うち日本 15 件 (姫路城、法隆寺、・・・、明治産業革命遺産))

世界複合遺産 (世界 32 件、うち日本 0 件)

◇世界遺産の登録の条件

○遺産としての価値

「顕著な普遍的価値」 { ・唯一無二の分かりやすい価値を持つこと  
・登録基準に該当すること

「完全性」 ・十分な規模と必要な要素を持っていること

○保全措置

「当該国による法的な保護担保」 ・国立公園等による保護・保全が必要

○登録基準 (クライテリア)

次の vii から x までの登録基準の一つ以上に該当することが必要。(i から vi は、文化遺産の基準)

(vii) 自然景観 屋久島

(viii) 地形・地質 なし

(ix) 生態系 屋久島、白神山地、知床、小笠原諸島

(x) 生物多様性 知床

○シリアルノミネーション (区域が接していなくてもその価値に連続性がある資産としての推薦)

◇管理の仕組み

「地域連絡会議」による地域の多様な主体との合意形成と参加型の保全管理の取組

「科学委員会」の科学的助言に基づいた順応的管理 (PDCA サイクル)

◇他の国際的な保護地域制度との違い (登録数は最新の数値でない可能性あり)

国際	↑	世界自然遺産 (世界最高水準の自然保護地域)	国内 4 地域、世界 197 地域
		ラムサール条約登録湿地	国内 50 地域、世界 2208 地域
		生物圏保存地区 (BR、通称ユネスコ・エコパーク)	国内 7 地域、世界 631 地域
	↓	世界ジオパーク	国内 7 地域 (世界ジオ)、世界 111 地域 (他に国内ジオパーク 29 地域)
国内	↑	国立公園	国内 32 地域、世界約 7000 地域
	↓	国定公園	国内 56 地域 (美群島国定公園他)

## 2 奄美・琉球の自然の特徴

- ◇大陸との分離と接続により形成された琉球弧（南西諸島）の島々（高島と低島の存在）
- ◇渡瀬線で分けられる温帯と亜熱帯の境界線（奄美群島は亜熱帯の最北端であり、移行地帯）
- ◇亜熱帯では珍しく降水量が多い地域（暖流の影響と標高の高さ）
- ◇肉食哺乳類のいない中琉球の島々の生態系
- ◇希少種、遺存固有種（大陸等では絶滅した種が島々に閉じ込められることで生き残り固有種となったもの）と新固有種（島々が分離していく過程で、種分化が進行し新しく生まれた固有種）の多さ
- ◇大陸、日本本土、東南アジア、ポリネシアの影響を受けた生物相
- ◇多様性に富む群島の島々の自然景観（←奄美群島国立公園としての指定理由）
  - 奄美大島（まとまりのある広面積の亜熱帯照葉樹林とアマミノクロウサギ等希少種の生息生育、加計呂間島など周辺の島々と織りなす海岸美）
  - 喜界島（世界一の速度で隆起する島と石垣の集落景観）
  - 徳之島（亜熱帯照葉樹林と希少種の生息、発達した海岸段丘・河岸段丘と自然林）
  - 沖永良部島（隆起サンゴ礁、鍾乳洞）
  - 与論島（隆起サンゴ礁、日本有数の面積を誇る礁池）
- ◇自然と共生する文化（環境文化、アニミズム等）・風習が色濃く残る土地

## 3 世界自然遺産候補地としての価値

- ◇世界自然遺産としての審査にかなう「顕著で普遍的な価値」とは何か。
  - 奄美・琉球の島々は、自然景観、地形・地質、生態系、生物多様性のいずれを取っても世界に十分に通用するレベル。しかし、同タイプの既存の世界自然遺産地域との比較において、最も優れていることを証明するためには、登録基準と推薦理由は絞り込むことが必要。
- ◇適用するクライテリア（登録基準）と推薦理由

### ○生態系（クライテリア ix）

かつて大陸の一部として共通の陸生生物が生息していたが、島々が分離・結合を繰り返し、小島嶼群として成立する過程において、多くの進化系統に種分化が生じた。このように大陸島における独特な生物進化の過程を明白に表す生態系の顕著な見本。

### ○生物多様性（クライテリア x）

IUCN レッドリストに掲載されている多くの国際的希少種や固有種の生息・生育地であり、また学術上価値の高い、遺存固有種と新固有種の多様な事例が見られ、世界的に見ても生物多様性保全上重要な地域。

- ◇「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」による推薦候補地の絞り込み（平成 25 年 12 月）
  - 奄美大島 アマミノクロウサギ、アマミトゲネズミ等
  - 徳之島 アマミノクロウサギ、トクノシマトゲネズミ等
  - 沖縄島北部 ヤンバルクイナ、オキナワトゲネズミ等
  - 西表島 イリオモテヤマネコ等

#### 4 世界自然遺産登録にあたっての課題

##### (1) 保護担保措置（国による保護担保措置の導入）

◇環境省による国立公園の指定

- ・奄美群島国定公園の指定地域（海岸部）のほぼ全てに、奄美大島と徳之島の内陸部の亜熱帯照葉樹林を加えて、奄美群島国立公園に指定（昇格）することが必要
- ・民有地が多く、二次的な自然環境（伐採された経験のある森、里山）も多い。

◇林野庁による森林生態系保護地域の設定（国有林内）

##### (2) 世界自然遺産候補地としての価値の維持

◇希少種の保護対策（人による盗採対策）

- ・希少動植物保護対策協議会による官民連携した監視強化の取組
- ・国、県、市町村の希少種保護条例による採取規制
- ・環境省による国内希少野生動植物種に保護増殖事業 等

◇外来種対策（希少種を捕食する外来種の防除と島外からの持ち込み制限）

- ・環境省によるマングースの防除
- ・市町村によるノヤギの捕獲
- ・市民参加によるオオキンケイギクの駆除活動 等

◇ノネコ対策（生態系からのノネコの排除と発生源となる飼いネコの適正飼養の徹底）

- ・ノイヌ・ノネコ対策検討会の開催と市町村による飼い猫の適正飼養条例の制定
- ・発生源対策としてのノラネコのTNR（捕獲して不妊手術をして元いた場所に返す事業）実施
- ・徳之島におけるノネコの捕獲と収容・里親捜し等（今後は奄美大島でも必要）

◇核心的な自然地域への過剰利用の未然防止対策（利用分散のための施設整備も含む。）

- ・核心部の自然への利用規制の導入
- ・利用圧に耐えられる遊歩道・展望台等の整備
- ・利用分散のための群島全体への観光施設の計画的整備

◇公共事業における一層の環境配慮

- ・公共事業における生態系への環境配慮の一層の徹底（ガイドラインの策定）

### (3) 気運の醸成、住民参加の促進

◇住民の理解を得る取組から参加を促す取組へ

- ・住民生活に制限がかからないためか？、世界自然遺産登録への関心は高いとは言えない。住民説明会等の開催を通じて普及啓発を図り、ひいては住民の方々の参加の促進を期待。これは、自然保護分野だけでなく、廃棄物対策などの分野においても同様（屋久島のように）。

## 5 国立公園・世界自然遺産登録に向けたスケジュール

- ①国立公園の指定
- ②世界自然遺産としての推薦区域の決定
- ③ユネスコ世界遺産センターへの推薦書の提出
- ④ユネスコ諮問機関 IUCN（国際自然保護連合）による現地調査と書類審査
- ⑤世界遺産委員会での審査・登録決定

## 6 世界自然遺産登録をどう生かしていくべきか

### (1) 他の世界自然遺産地域の経験に学ぶ（則久の分析・地元での評価等）

- ①屋久島：観光客増加の一方で、核心地域での（予想を超えた）利用集中問題が発生。  
「環境文化村構想」による取組が島全体に「環境の島、世界遺産の島」のブランドを形成。
- ②白神山地：団体客の離反等により観光客は大きく減少。本物を見ることができないことも要因？
- ③知床：世界遺産登録後も利用者減少が続き、底を打った状態。航空会社の経営破綻の影響も大。  
ヒグマ対応の利用調整地区導入による利用機会確保の取組がブランド化に寄与？
- ④小笠原諸島：利用集中緩和のための定期船の定員削減の一方で、クルーズ船増加。外来種侵入リスクが増加しただけでなく、島民の生活スタイルも変化。

### (2) 「奄美・琉球」であることを生かす

- ・世界自然遺産の島のイメージを群島全体に生かすための戦略。ブランド化は貢献／負担と対。
- ・奄美群島の島々を結ぶ長距離自然歩道「奄美群島世界自然遺産トレイル（仮称）」の整備構想。

### (3) 「環境文化／南方文化」を生かす・大切にす

- ・自然は奄振事業等による改変と管理放棄で大きく変化。しかし、自然と共生する文化は未だ残る。
- ・「聞き書き」などを通じて、各島々に残る文化を継承し、情報発信する。

### (4) 地域内経済の循環に留意する

- ・郷土料理「鶏飯」から考える。（鶏飯の食材はどこから調達しているのか。）

### (参考)「奄美群島の世界自然遺産登録に係る施策等の基本コンセプト(案)」(鹿児島県、平成27年3月)

奄美群島の世界自然遺産登録にあたり、多くの機関、部局、団体等が、登録に関係する様々な施策等を実施すると想定されるため、これらの施策等の整合を図り、連携を強化してより大きな成果を得るために、関係者の共通認識として寄るべき基本コンセプトの策定について検討。

## 奄美群島の世界自然遺産登録に係る施策等の基本コンセプト（案）

奄美群島の世界自然遺産登録や、世界自然遺産登録後の地域づくりを目指して、多くの機関、部局、団体等（以下「各機関等」という。）が様々な施策、事業、活動等（以下「施策等」という。）を並行して進めているところである。こうした中、これらの施策等の整合を図り、連携を強化してより大きな成果を得るためには、施策等の実施にあたって寄るべき基本コンセプトを各機関等が共有することが必要である。

このため、世界自然遺産登録推進事業の報告書のとりまとめにあたり、各機関等が共通認識として有すべき基本コンセプトとして、次のように、基本理念、指針、考慮すべき事項を定めることとした。各機関等は、施策等の実施にあたって、本基本コンセプトを踏まえて施策等を推進するものとする。

### 1. 基本理念：奄美の個性に根ざした「共生と循環」の島づくり

奄美群島の世界自然遺産登録に係る施策等は、「共生と循環」を基本理念とする。

「共生と循環」は、鹿児島県の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本計画である「生物多様性鹿児島県戦略」（2014.3）において、人と自然との関わりを考える上での普遍的な基本理念と位置づけられており、「共生と循環」の理念とは、「人間は他の生物や将来の世代と公平に、資源を分けあって節度をもって生きるべき存在であるという価値観・倫理観を提示するもの」と解説されている。

奄美大島や徳之島が世界自然遺産の価値を証明する希少な動植物や固有種を今日まで残して来られたのは、標高の高い山々を有し、地史的に水没することがなかったこと、豊富な降水量に恵まれていたこと、自然の再生産力に恵まれたこと等の自然的条件に加えて、自然に畏敬の念を持ち、ハブやケンムンの暮らす森と節度のあるつきあい方をしてきた島の人々の自然と共生する生活文化、いわゆる「環境文化」にも依存しており、まさに「共生と循環」の理念を体現してきた島の人々の生活に支えられてきたという社会的・文化的条件によるところも大きい。

世界自然遺産登録の目的は、世界的にも顕著で普遍的な自然の価値を人類共有の資産として将来にわたって保全していくことにあるが、同時に、これらの自然の価値を損なうことなく今日に守り伝えてきた島独特の環境文化を再評価し、継承していくことが必要であり、その担い手となる地域社会を健全に維持していくことが重要である。

こうした観点から、世界自然遺産登録のためや、登録後の地域づくりのために行われる施策等が、現代を生きる人間中心のものとならないよう「共生と循環」を基本理念として掲げるものとする。

### 2. 施策展開に係る指針

上記の理念を踏まえ、世界自然遺産に関連して行われる施策等の展開にあたっては、以下のとおり3つの基本指針を定める。各機関等はこれらの3つの指針に沿って施策等を進めていくものとする。

#### （1）世界に誇る自然の価値の維持・向上

世界自然遺産に関連して行われる施策等は、その実施にあたって、世界自然遺産としての価値（生態系や生物多様性）を低減させないための配慮を行うとともに、すでに価値を低減する要因がある場合は、当該要因に対処する施策等を行うことによって自然の価値が維持・向上するよう留意して進めるものとする。



なお、価値の向上の手段としては、自然資源そのものの持つ絶対的な価値と、その資源へのアクセスの管理や地域社会の関わり方によって定まる社会的・相対的な価値の双方があることに留意して施策等を実施する。

#### ①生態系や生物多様性の（絶対的）価値の向上

世界自然遺産としての価値を有する生態系や生物多様性は、自然の遷移を見守りながら、適切に維持保全していくことが基本である。しかし、長年にわたって人為的な管理のもとで維持されてきた自然や、人為的に持ち込まれた外来生物等により損なわれつつある自然については、その価値を維持向上させるための施策等を積極的に実施していくものとする。

また、希少種の生息・生育地が分断されている場合には、これら連続性を高めるための施策等を行うなど、自然再生的な手法による価値の向上を図るほか、エコツーリズムの推進などの自然資源利用についても、そうした活動が自然資源の保全にも寄与し、価値の向上につながるような仕組みづくりに留意する。

#### ②奄美の自然が有する社会的（相対的）価値の向上

自然そのものの絶対的な価値の向上を図るだけでなく、優れた自然を有する場所へのアクセスの改善や施設整備を通じた新たな価値の創出、あるいは、利用を制限し、容易にアクセスできなくすることによる価値の向上など、相対的に価値を向上させていくことも重要な手段であり、こうした観点からの施策等も推進する。

また、自然保護だけでなく、廃棄物対策、二酸化炭素排出削減対策など他分野の環境施策を進めてきた屋久島が「環境の島」としてのブランドを形成したように、積極的な環境施策を展開することを通じて、奄美群島全体のイメージの向上が図られることにも留意する。

### **(2) 奄美の自然を守り伝えてきた環境文化の継承と発信**

世界自然遺産としての価値のある希少種を絶滅させることなく、今日まで守り伝えてきた奄美の島々は、自然の豊かな再生産力に支えられて、節度をもって自然を畏敬し、人と自然と共生する生活文化、いわゆる環境文化が残されてきた地域である。

こうした環境文化は、かつて全国各地でも見られたが、近代化や過疎化等の進行により継承が難しくなりつつある。今日、奄美の島々には、縄文時代以来の日本文化の原点と言うべきものも残されており、また、歴史的に、日本本土だけでなく、琉球をはじめとする南西諸島、中国、朝鮮半島などとの交流を通じて、独特の島嶼文化を形成してきた。さらに、島嶼という地理的制約の中で、独特の生態系や生物多様性と環境文化が混ざり合いながら今日まで継承されてきた地域であり、「南方文化」とでも呼ぶべき、奄美ならではの人と自然が共生する環境文化が見られる。また、こうした環境文化の象徴として各集落に残る資産を「シマ遺産」として再評価し、保全していく取組も始まっている。

世界自然遺産に関連する施策等の実施にあたっては、こうした環境文化やその象徴であるシマ遺産を損なわないことを基本とし、可能な限り、将来に継承していくための措置に努める。また、すでに損なわれつつある環境文化がある場合はそれらを復興し、次世代に引き継いだり、聞き書きなどの取組を通じて記録していくことが大切である。また、こうした奄美独特の環境文化についても世界自然遺産を支えてきた地域の文化として積極的に情報発信し、将来への継承に役立てる。

### **(3) 長期的視点による経済的自立**

世界自然遺産登録に関わる施策等の実施により、さらには世界遺産登録そのものがもたらす効果により、観光分野など奄美に対する関心の高まりが期待され、地域の経済的な発展の機会を得ることも可能となる。

国立公園指定、さらには世界自然遺産登録とは、地域の自然資源の付加価値を高める取組であり、その付加価値の高まりが様々な経済的恩恵を生み出すものとなるが、こうした恩恵は、地域の自然資源を永年守ってきた地域社会が持続的に享受していくことが望ましい。世界自然遺産登録を一過性の経済効果に終わらせず、中長期的に安定して地域社会にプラスの利益をもたらし続けるようにするため、短期的な利益よりも、中長期的に持続的に利益を得られることを目指して必要な施策等を推進する。

#### ①文化と自然に基盤を置いた地域振興

世界自然遺産登録を契機として、奄美の個性である独特の文化や世界遺産としての価値も有する自然を基盤においた地域振興を図るため、基盤となる文化や自然を尊重し、活用する施策等を推進するとともに、これらを損なう施策等の実施については、極力避けるように努め、やむを得ない場合は影響を極力最小化するものとする。

#### ②質の高い観光・特産品による産業活性化（量と質を両立させた観光や土産品等）

世界自然遺産登録によって想定される観光客の増加については、多くの利用者数をもたらすマスツーリズムを適切に受け入れるとともに、より質の高い利用体験を提供するエコツーリズムの普及を図るなど、量と質を両立させた対策を進める。

#### ③地産地消の推進など地域における経済循環の強化

施策等の実施によって、地域内での経済の循環がもたらされるような仕組み作りを行う。例えば、観光客に提供する郷土料理・鶏飯のお米は島内で生産したものを提供するようにし、経済的恩恵が幅広く島内で循環するように配慮する。

### 3. 施策実施に当たり考慮すべき事項

各施策等の実施にあたっては、下記の事項を考慮し、可能な限りの配慮を行う。

#### （1）「異なる施策分野の連携効果を考慮した施策展開」

世界自然遺産に関連した施策等は、一つの目的のためだけに行うのではなく、多様な効果や好影響を地域にもたらすよう、各部局や各主体の施策等との連携を十分に考慮して行うものとする。このため、相互の施策等について常に情報共有を行い、必要に応じて、相互にチェックをしながら連携して進める。

#### （2）「奄美群島全体への波及を考慮した施策展開」

世界自然遺産に関連した施策等は、世界自然遺産区域や、世界自然遺産区域が存在する奄美大島や徳之島だけでなく、その施策等の効果が群島全体に波及するようになることを考慮して進める。

#### （3）「国際水準を考慮した施策展開」

世界自然遺産に関連した施策等は、国内や群島内の観点からその実施水準を決めるのではなく、国際条約に基づく世界自然遺産を有する地域として、国際機関から要求されることを想定してその実施水準を定めるとともに、全世界から観光客が来訪するのにふさわしい地域となることを考慮して進める。